

「みえ国際協力大使」制度について

1 制度の概要及び目的

JICAボランティア事業（青年海外協力隊、シニア海外協力隊、日系社会青年海外協力隊、日系社会シニア・海外協力隊）に参加している三重県出身者等の方々に「みえ国際協力大使」（以下「大使」という。）に就任していただきます。

海外での活動中、大使からの活動状況報告を県民に紹介し、派遣国の情勢を身近に感じてもらうとともに、大使からの要請に応じて県民からお寄せいただいた物資を派遣国で支援に役立てることにより、県民の国際協力に対する理解を促進します。あわせて、派遣国と三重県との架け橋として国際交流を推進していただくことを目的としています。

2 活動内容及び任期

(1) 活動内容

- ①JICA海外協力隊としての活動や派遣国の情報等を三重県へ報告します。
- ②JICA海外協力隊としての活動のために必要な物資を三重県へ要請し、受け取った物資を活用して派遣国を支援するとともに、その活用状況を報告します。
- ③派遣国で三重県の紹介やPRを行います。

(2) 任期

JICA海外協力隊としての在任期間中

3 三重県の支援

- (1)大使から報告を受けた情報を三重県国際戦略・プロモーション推進課のホームページ等に掲載し、県民に紹介します。
- (2)大使から、JICA 海外協力隊としての活動のために必要な物資の要請があった場合は、三重県が県民に呼びかけて物資を収集し、大使に送付します。また、物資の活用状況を県民に紹介します。